



とっとき 飯高 たより

第188号

～令和8年5月～

発行：松阪市飯高地域振興局
電話：46-7111

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>

5月30日「健康講座・住民健診」の駐車場について



とっときたより4月号でご案内しました「講座・健診」にお申込みいただいた方にご連絡です。当日は道の駅「飯高駅」のイベントと重なっており、混雑を避けるため「講座・健診」にお越しいただく方には専用のスペースに駐車をお願いします。詳細な駐車スペースにつきましては事前に送付のご案内をご確認ください。また可能な場合、徒歩や乗り合わせにご協力をお願いいたします。ご不便をおかけしますがご理解、ご協力をお願いいたします。



(問)地域住民課 ☎ 46-7116

【6月開催】まるごとサロンのご案内

2日(火)：飯高地域振興局(2階大会議室) 「卓球」



16日(火)：飯高保健センター 「まるごと体操」

19日(金)：飯高総合開発センター
「ラベンダーの香りの教室」
申込締切6月12日(金)

ラベンダーの香りの教室・
ほう葉寿司作りは**申込が必要です。**
☎46-7116



23日(火)：飯高林業総合センター
「ほう葉寿司作り」
申込締切6月16日(火)



- ◆ 開催時間は、各日共に午後1時から午後3時となります。
- ◆ どの地区にお住まいの方でも、ご希望の会場へお越しいただけます。
- ◆ ちゃちゃマップでもご案内します。

ちゃちゃマップは
こちら

「福祉まるごと相談室」は、地域の皆さんの身近な相談先として暮らしの中で悩んでいることや、健康や福祉に関する相談を受け付ける窓口として飯高地域振興局内に開設しています。



(問) 飯高 福祉まるごと相談室 ☎ 46-7116

西部水道浄化槽事務所からのお知らせ

公共浄化槽使用料の減免申請の受付を開始しています

●対象／飯南・飯高地域で市が維持管理している浄化槽を使用し、次の条件に該当される方【減免条件】

- (1) 住民税非課税世帯のうち、70歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 住民税非課税世帯のうち、65歳以上の単身世帯
- (3) 住民税非課税世帯のうち、特別障害者のみで構成される世帯
又は特別障害者及び70歳以上の者のみで構成される世帯
- (4) 生活保護法による被保護世帯
- (5) 8人槽以上の浄化槽を使用している世帯
(ただし、2世帯住宅は対象外、11人槽以上は専用住宅のみ等の条件があります)

●提出期限／6月30日(火)

- ※提出期限後でも申請できますが、減免される期間が短くなります。
- ※現在減免を受けられている方も申請が必要です。



申込フォームはこちら

●減免期間／令和8年8月分～令和9年7月分

申請後は調査のうえ減免の決定を行います。必ず減免されるものではありません。また、減免条件に該当しなくなった時も届出が必要です。詳しくは下記の事務所へご相談ください。

公共浄化槽の使用者変更などの手続きについて

市が管理している公共浄化槽の適切な維持管理を行うため、次の場合は手続きが必要です。

- ・転入、転出、死亡など使用者の変更がある場合
- ・空き家などの売買、賃貸で使用状況の変更がある場合
- ・長期不在などの休止状態から再開する場合 など



手続きが必要か悩まれる方はお気軽にご相談ください。

公共浄化槽の保守点検・清掃について

市管理の公共浄化槽は、浄化槽法に基づいた保守点検(年3～4回)・清掃(年1回)を定期的実施します。ご利用の皆様には作業実施時にご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

<作業予定月>

| | | | |
|------------|-----|------|-----|
| 深野・宮前 | 4月、 | 8月、 | 12月 |
| 仁柿・横野・波瀬 | 5月、 | 9月、 | 1月 |
| 粥見・森 | 6月、 | 10月、 | 2月 |
| 有間野・向粥見・川俣 | 7月、 | 11月、 | 3月 |



※都合により作業月が異なる場合があります。

※お留守の場合でも作業をさせていただきます。また、作業にはご家庭の水道を使用させていただきますのでご了承ください。

※浄化槽の上に車などが置いてある場合は、移動していただきますようお願いいたします。

林産物・農作物の有害鳥獣被害にお困りの方へ



松阪市では、有害鳥獣による林産物・農作物への被害防止を目的に、防護柵や電気柵等の材料費に対して、補助金を交付しています。

- 補助額：対象経費の2分の1に相当する額（上限50,000円）。
この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- 申請限度：1年度1回
- 対象経費：防護柵や電気柵等の資材費
（不必要な資材や個人間の資材の譲り受け等による売買、工事費等は対象外）

※注意事項…補助金の交付を受ける際は、資材購入前に申請書等をご提出いただく必要があります。また、申請地によって要件が異なりますので、詳細につきましては下記までお問い合わせください。

（問・申）森林内（苗木、原木しいたけ等）の場合・・・林業振興係 ☎46-7124
農地（農作物）の場合・・・・・・・・・・西部農水係 ☎46-7114

耕作放棄地となっている茶園の茶樹伐根を支援



松阪市では、耕作放棄地の再生を目的に補助金を交付しています。

- 対象者／市内に住所を有する農地所有者及び耕作者（小作人を含む。）
- 補助額／茶園転換を行った農地の面積10アール（1反）あたり50,000円を乗じて得た額
例：1アール（1畝）の場合、5,000円を交付します。
（算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。）

※茶園転換とは市内の耕作放棄地となっている茶園の茶樹を抜根したのち、茶以外の作物の作付けを計画することです。

※茶樹を抜根した農地は補助金の交付の対象となった年度から起算して5年間は畑として利用してください。ただし、自然災害等やむを得ない事由がある場合を除きます。

（問・申）林業・西部農水振興課 西部農水係 ☎46-7114

休診のお知らせ

宮前診療所

5月 2日（土）午後

飯南眼科クリニック

5月19日（火）

6月 4日（木）～6月7日（日）



お薬が切れないうち、早めに受診して下さい。
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。

（問）宮前診療所 ☎ 46-0003
飯南眼科クリニック ☎ 32-2205

『久保千晴の活動日記』

新緑がまぶしい季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか？地域おこし力隊の久保千晴です。活動も折り返しを迎え、支えてくださる皆様へ感謝の日々を送っています。私は着任後すぐに飯高栃谷にある「波瀬割り箸」に関わり、その魅力や背景を学びながら活動を続けています。

突然ですが、皆さんは国産割り箸の国内シェアをご存知でしょうか？実は、1%以下と非常に少ないんです。この希少な波瀬割り箸をもっと多くの人に知ってもらいたい！という思いで、昨年から市内外で活動を重ねてきました。そして4月5日には嬉野のなめり湖さくら祭りで初めてワークショップを開催し、子供たちに波瀬割り箸の素晴らしさを直接伝えることができました。「楽しかった！」「割り箸大切にですね！」という笑顔が、何よりの励みです。

今後も松阪市内をはじめ様々な地域でワークショップを開催予定ですので、ぜひ足を運んでみてください。波瀬割り箸を通じて、地域の恵みや環境への関心が広がる場をつくっていきたくと思っています。皆様のご参加を心よりお待ちしております！



※地域おこし協力隊・・・人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。

松阪市地域おこし協力隊の

 Instagram



松阪市地域おこし協力隊の

 Facebook



空き家でお困りの方へ～相談窓口のご案内～



当センターでは、飯南・飯高・嬉野（宇気郷／中郷）にある空き家の物件情報をウェブサイト等で公開し、移住・定住・二地域居住等を希望する利用者に空き家を紹介しています。空き家を所有されている方などで、「使っていない空き家を手放したい」「将来のために制度の話を知りたい」ときなどの相談や制度利用の支援を行います。お気軽にご相談ください。

🏠「まつさか移住・交流センター」へご相談ください

飯高町宮前179-1 「道の駅飯高駅 飯高茶屋内」

☎0598-68-9782

窓口：午前9時～午後4時

休業日：水曜、祝祭日及び年末年始

ウェブサイト
はこちらから



特別な知識は不要です！

まずはお気軽にご相談を！
「売りたい」「貸したい」
どちらも大歓迎です！